

○北開局技管第227号

北海道開発局DX推進本部の設置について次のように定める。

令和6年3月28日

北海道開発局長 柿崎 恒美

北海道開発局DX推進本部の設置について

(設置及び目的)

第1条 インフラ分野において、データとデジタル技術の活用により社会資本や公共サービス、建設業の働き方等を変革するインフラ分野のDX(以下「インフラDX」という。)及び「ICTの全面的な活用」等の施策の建設現場への導入により建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指すi-Construction(以下「i-Construction」という。)を推進するとともに、北海道開発局において、データとデジタル技術の活用により文化・風土や働き方を変革する取組を推進するため、北海道開発局に、北海道開発局DX推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 北海道開発局管内の公共工事の現場において、インフラDX及びi-Constructionを導入するためのアクションプランの策定に関すること。
- 二 関係地方公共団体、関係事業者その他の関係者へのインフラDX及びi-Constructionの普及に関すること。
- 三 北海道開発局におけるデータとデジタル技術を活用した文化・風土や働き方の変革及び職員のデジタル技術の向上並びにそのための環境整備に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、本部の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、局長をもって充て、本部の事務を総括する。
- 3 副本部長は、次長をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を本部に出席させることができる。

(部会)

第4条 本部を補佐するため、専門の事項を調査検討する部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、本部長が指名する。
- 3 部会に属すべき者は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

(DX推進室)

第5条 北海道開発局における文化・風土や働き方の変革に資するため、DXに関する環境整備、人材育成等を推進するDX推進室を置く。

- 2 DX推進室は、室長、副室長及び室員をもって組織する。
- 3 室長は、開発監理部次長（計画）をもって充て、本部長の命を受け、DX推進室の事務を総括する。
- 4 副室長は、開発監理部総務課長、人事課長及び開発調整課長並びに事業振興部技術管理課長をもって充て、室長を助け、DX推進室の事務を整理する。
- 5 室員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

（庶務）

第6条 本部の庶務は、開発監理部人事課及び開発調整課並びに事業振興部工事管理課、機械課及びデジタル基盤整備課の協力を得て、開発監理部総務課及び事業振興部技術管理課において処理する。

（雑則）

第7条 この通達に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則（令和6年3月28日）

（施行期日）

- 1 この通達は、令和6年4月1日から施行する。

（廃止通達）

- 2 北海道開発局インフラDX・i-Construction推進本部の設置について（令和3年3月29日北開局技管第234号）は、廃止する。

別表第 1

開発監理部長  
事業振興部長  
建設部長  
港湾空港部長  
農業水産部長  
営繕部長  
開発監理部次長（総務担当）  
開発監理部次長（計画担当）  
事業振興部調整官（企画・防災担当）

別表第 2

事業振興部技術管理課技術管理企画官  
事業振興部防災課災害対策管理官  
事業振興部機械課建設情報・施工高度化推進官  
事業振興部デジタル基盤整備課電気通信高度化対策官  
事業振興部デジタル基盤整備課行政情報化推進官